

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案について

一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるなど、沖縄の特殊事情に起因する不利性に基づく課題が引き続き存在すること等を踏まえ、沖縄振興の一層の推進を図るため、沖縄振興特別措置法等の有効期限を延長するとともに、所要の改正を行う。

沖縄振興特別措置法の主な改正内容

1. 特区・地域制度

- 産業の競争力強化・生産性向上等の沖縄の政策課題の解決を一層計画的かつ効果的に推進するため、全ての特区・地域（観光、情報通信、産業イノベーション、国際物流、経済金融）において、
 - ▶ 事業者が設備投資等に係る「措置実施計画」を作成することとし、各種の支援を行うため、知事による認定制度を導入 等
(課税の特例を受ける場合は、計画の記載措置が一定の要件※1を満たす旨を主務大臣が確認※2)

※1 付加価値増、給与増等を想定（告示で規定） ※2 経金特区を除く

2. 離島・北部地域の振興

- 離島・北部地域が抱える様々な条件不利性等を踏まえ、離島・北部地域の振興を一層強力に推進していくため、以下の事項に関する努力義務を新設
 - ▶ 地域特性に応じた産業の振興
 - ▶ 移住・定住の促進
 - ▶ 雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備 等

3. 各分野の政策課題への対応

- 沖縄の抱える政策課題に的確に対応していくため、以下の事項に関する努力義務を新設
 - ▶ 子どもの貧困対策 ▶ 脱炭素社会の実現
 - ▶ 多様な人材育成のための教育の充実 ▶ デジタル社会の形成 等

4. 期限

- 法の期限を10年延長（令和14年3月31日まで） ※5年以内の見直しを附則に規定

跡地利用特別措置法の主な改正内容

1. 指定制度

- 拠点返還地の指定制度について駐留軍用地が段階的に米国から返還される場合の指定要件を緩和 等

2. 期限

- 法の期限を10年延長（令和14年3月31日まで）

沖縄振興開発金融公庫法等の主な改正内容

1. 公庫の業務範囲

- 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進のため、沖縄公庫が行う業務の範囲を拡大 等

2. 期限

- 沖縄公庫の統合時期を10年延長（令和14年3月31日まで）

沖縄復帰特別措置法の主な改正内容

1. 酒税の軽減措置

- 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置について令和14年5月14日までの間に段階的に縮減し、廃止 等